

しんきん証券取引約款集 新旧対照表 (2025 年 4 月 1 日現在)

新	旧
目 次	目 次
当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・3	金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・3
最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・5	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・6
無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・19	振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
【当社の勧誘方針】 (現行どおり) 【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】 (現行どおり) 【最良執行方針】 1. 対象となる有価証券 金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱う有価証券はETF（<u>上場投資信託</u>）およびETN（上場投資証券）となります。 <u>また、東京証券取引所上場銘柄のみの取扱いとなります。</u> <u>(削除)</u> 2. 最良の取引の条件で執行するための方法	【当社の勧誘方針】 (省略) 【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】 (省略) 【最良執行方針】 1. 対象となる有価証券 <u>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</u> <u>(2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</u> 2. 最良の取引の条件で執行するための方法 <u>対象となる有価証券のうち、当社が取扱うのはETF（株価指数連</u>

新	旧
お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。 また、すべて東京証券取引所に取次ぐこととし、PTS <u>(私設取引システム)</u> への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>動型投資信託受益証券</u>) およびETN (上場投資証券) <u>のみ</u>となります。 お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取<u>り</u>次ぎます。 <u>(1) 上場株券等</u> <u>当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。</u> また、<u>ETF (株価指数連動型投資信託受益証券) およびETN (上場投資証券) は、東京証券取引所上場銘柄のみの取扱いとなることから、次のイおよびハにかかわらず、すべて東京証券取引所へ取り次ぎます。</u> <u>イ お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。</u> <u>ロ 金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u> <u>ハ イおよびロにおいて、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。</u> <u>(イ) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</u> <u>(ロ) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場 (当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。</u> <u>なお、選定市場に関するお問い合わせは、当社の監査部までご連絡下さい。</u> <u>(ハ) (イ) または (ロ) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u> <u>(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)</u> <u>当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けしておりません。</u> <u>ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。</u>

新	旧
3. 当該方法を選択する理由 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所 外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で 優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合 理的であると判断されるからです。 また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その 中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、 お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。 <u>(削除)</u> 4. その他 <u>(削除)</u> (1) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて 選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。そ の場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。 (2) 本方針は、店頭に備付けるとともに、<u>自社ホームページに掲載</u> いたします。	<u>当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場 合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おう とする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気 配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している 金融商品取引所業者に取り次ぎます。</u> <u>なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。</u> 3. 当該方法を選択する理由 <u>(1) 上場株券等</u> 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所 外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で 優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合 理的であると判断されるからです。 また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その 中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、 お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。 <u>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</u> <u>当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお 受けしておりません。</u> <u>ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニー ズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただい た売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引 業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、 お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからで す。</u> 4. その他 <u>(1) お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手 方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お 取引の時間帯のご希望等）があった取引については、2.に掲げる 方法によらず、当該ご指示いただいた執行方法により執行いたしま す。</u> <u>(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて 選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。そ の場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u> <u>(3) 本方針は、店頭に備付けいたします。</u>

新	旧
【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】 (現行どおり) 【無登録格付に関する説明書】 (現行どおり) 【お客様との取引に関する約款】 (現行どおり) 【保護預り約款】 第1条～第9条3 (現行どおり) (お客様への連絡事項) 第9条 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）</u> については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 第10条～第23条 (現行どおり) 【振替決済口座管理約款】 第1条～第9条 (現行どおり) (担保の設定) 第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。	【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】 (省略) 【無登録格付に関する説明書】 (省略) 【お客様との取引に関する約款】 (省略) 【保護預り約款】 第1条～第9条3 (省略) (お客様への連絡事項) 第9条 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左) 第10条～第23条 (省略) 【振替決済口座管理約款】 第1条～第9条 (省略) (担保の設定) 第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、<u>この場合</u>、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 11 条～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 第 12 条～第 19 条 (現行どおり) 【一般債振替決済口座管理約款】 第 1 条～第 10 条 (現行どおり) (お客様への連絡事項) 第 11 条～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 (届出事項の変更手続き) 第 12 条～第 22 条 (現行どおり)	(お客様への連絡事項) 第 11 条～ 4 (省略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左) 第 12 条～第 19 条 (省略) 【一般債振替決済口座管理約款】 第 1 条～第 10 条 (省略) (お客様への連絡事項) 第 11 条～ 4 (省略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左) (届出事項の変更手続き) 第 12 条～第 22 条 (省略)

新	旧
【投資信託受益権振替決済口座管理約】 第1条～第10条 (現行どおり) (お客様への連絡事項) 第11条～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 第12条～第21条 (現行どおり) 【株式等振替決済口座管理約款】 第1条～第26条 (現行どおり) (お客様への連絡事項) 第27条～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	【投資信託受益権振替決済口座管理約】 第1条～第10条 (省略) (お客様への連絡事項) 第11条～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左) 第12条～第21条 (省略) 【株式等振替決済口座管理約款】 第1条～第26条 (省略) (お客様への連絡事項) 第27条～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左)

新	旧
第 28 条～第 43 条 (現行どおり) 【外国証券取引口座約款】 (約款の趣旨) 第 1 条 (現行どおり) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を<u>取り次ぐ方法により</u>我が国以外で<u>執行する</u>取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第 2 条～第 32 条 (現行どおり)	第 28 条～第 43 条 (省略) 【外国証券取引口座約款】 (約款の趣旨) 第 1 条 (省略) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外<u>の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ</u>取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第 2 条～第 32 条 (省略)